

教育・保育施設等整備補助金に係る事務処理要領

平成 28 年 4 月 1 日 こども家庭局子育て支援部振興課
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

神戸市教育・保育施設等整備補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)に基づく補助金交付事務の処理について、下記のとおり取り扱う。

1. 事前協議

補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」)は、神戸市民間社会福祉施設等整備審査会(以下、「審査会」という。)開催の 1 か月前までに、事前協議書(様式 1)に關係書類を添えて提出する。ただし、事業者公募に係るものは、この限りでない。

2. 補助採択通知・補助金内示

補助事業の着手後に補助金交付申請を行う事業については、申請者に対して以下のとおり採択通知、内示を行う。事業者公募に係るものもこれに準じて、通知、内示を行う。

(1) 国費内示がある事業(保育所等整備交付金等)

審査会(保育所設置認可審査会を含む。次号において同じ。)承認、市予算成立及び国費内示後に、補助事業採択通知及び補助金内示書(様式 2)により通知する。

(2) 国費内示のない事業(保育対策総合支援事業費補助金、安心こども基金等)

審査会承認及び市予算成立後に、補助事業採択通知書(様式 3)により通知する。

3. 添付書類

要綱の様式に添付する書類は、以下のとおりとする。ただし、補助の内容により必要な書類の追加及び不必要な書類の省略をすることができる。

様式第 1 号(第 5 条関係) 補助金交付申請書	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書の写し (4) 付近見取図, 配置図, 平面図 (5) 債権者登録票
様式第 4 号(第 8 条関係) 補助金交付決定内容変更承認申請書	(1) 事業計画書(変更後) (2) 収支予算書(変更後) (3) 見積書の写し(変更後) (4) 配置図, 平面図(変更後)
様式第 9 号(第 9 条関係) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳 (2) 根拠資料(消費税申告書の写し等)
様式第 10 号(第 10 条関係) 補助事業実績報告書	(1) 事業の実施状況がわかる書類 (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
様式第 12 号(第 12 条関係) 補助金等請求書	補助金受領委任状(様式第 12 号 別紙) (補助金受領者が申請者と異なる場合に限り)
様式第 14 号(第 14 条関係) 補助対象施設(設備)処分等承認申請書	(1) 処分の内容が分かる資料

4. 交付の条件等

交付決定に付する条件等は、「要綱様式第2号 別紙」のとおりとする。ただし、補助の内容により必要な条件等の追加及び不必要な条件等の省略をすることができる。

5. 交付額の確定の通知

補助金額確定通知書には、「要綱様式第11号 別紙」を添付するものとする。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和3年 4 月 1 日から施行する。